

平成18年6月15日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成18年6月15日  
開会 13時00分 閉会 13時30分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 10名  
委員長 乾 邦広  
副委員長 前川敏春  
委員 前川雅志 岡田和志 中村弘子 大坂雄一 中橋友子  
千葉幹雄 古川 稔 額瀨太郎  
議長 本保証喜
- 4 傍聴者 なし
- 5 事務局  
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 6 説明員 福祉課長 米川伸宜 社会福祉係長 川瀬吉治 障害福祉係長 伊藤憲彦  
保健福祉課長 野坂正美 主幹 宮入敏治 福祉係長 鯨岡 健
- 7 審査事件 議案第38号 幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例
- 8 審査結果 別紙のとおり

委員長 乾 邦広

## ◇審査内容

(13 : 00開会)

○委員長（乾 邦広） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。議題につきましては、本委員会に付託されました議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例であります。

それでは、議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例について、提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

6月8日の本会議の中で西尾助役から本議案の提案理由につきましてご説明をさせていただいておりますが、その内容と一部重複する部分もありますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

本条例につきましては、高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングにおける生活援助員の派遣に係る手数料について規定したものであります。現在、北海道は道内を6圏域に区分しまして、シルバーハウジングの整備を進めてきておりますが、十勝圏域のみがシルバーハウジングが整備されていなかったことから、幕別町の札内文京町においてモデル事業として建設されるものであります。

全体計画といたしましては、一般用29戸、シルバーハウジング用15戸の計44戸で、そのうち本年度は一般用20戸、シルバーハウジング用が7戸の計27戸が完成し、9月1日から入居できるようになります。

この道営シルバーハウジングにつきましては、道が道営住宅団地として住宅等の整備を行い、市町村につきましてはシルバーハウジングとして生活援助員の配置を行うこととされております。

生活援助員の業務につきましては、施設内に設置する生活相談所におきましてシルバーハウジング用の入居者に対して、必要に応じまして生活の指導、生活の相談、安否の確認、緊急時の対応などを行うこととなります。

なお、この派遣につきましては、介護保険の方の法が適用されておきまして、本年度から新しく制度が導入されました地域支援事業の対象となりますが、対象経費の40.5%が国からの交付金、道と町についてはそれぞれ20.25%の負担、残りの19%が第1号被保険者からの保険料からの負担となります。

このため、本定例会に関係の補正予算も提出しておりますけれども、生活援助員につきましてはこれらの業務内容などから社会福祉法人の方に委託を予定しているところでもあります。

このようなことから、本町におきましてはシルバーハウジングに生活援助員を派遣することとしまして、派遣に係る手数料については、地方自治法第228条の規定によりまして条例で定めることとなっておりますことから、本条例を提案するものであります。

以下、条文に従いまして説明申し上げます。

第1条では本条例の趣旨であります。生活援助員の派遣に要する手数料に関し必要な事項を定めるとするものであります。

第2条では手数料の額について定めるものであります。別表に定めるとおりとするもので、次の3ページをご覧くださいと思いますが、この表にありますように、生計中心者の所得税額などに基づき6段階に区分するものであります。階層区分のAは生活保護世帯で負担は生じません。BからFまでの階層につきましては、生計中心者の前年所得税の課税状況に基づきましてそれぞれ額が決定するものであります。

すけれども、これはお一人お一人条件が違いますので一概には申しあげられませんが、標準的な例で申しあげますと、B階層の場合、所得税非課税世帯になりますが、これは生計中心者が年金収入のみで扶養者が一人いる場合と仮定しますと、収入で約210万円以下。それから単身者では収入約160万円以下の方が該当となっていて、これ以下の方については費用の負担が生じないこととなります。C階層につきましては、生計中心者が年金収入のみで扶養者が一人いる場合、約210万円から220万円の間。単身者では約165万円から175万円の方が該当となります。D階層につきましては、生計中心者が年金収入のみで扶養者がいる場合、220万から243万の間、単身者では約175万から198万円の方が該当となります。E階層につきましては、生計中心者が年金収入のみで扶養者が一人いる場合は約243万から252万円の間、単身者では約198万円から207万円の方が該当となります。F階層の、一番上の階層ですが、生計中心者が年金収入のみで扶養者が一人いる場合は252万円以上の方、単身者では207万円以上の方が1か月当たりの額を負担することとなります。

それぞれの階層に該当すると思われる年金の収入額につきましては、平均的な例で申しあげましたので、個々の事情により変わることもあります。また、階層区分及び1か月当たりの額につきましては、厚生労働省で定める基準に基づいて定めたものであります。

次に、第2条第2項では、その月に入居期間が1か月に満たない場合は日割りで計算することを規定したものであります。

第3条では手数料の納入義務者について定めるもので、世帯の生計中心者が手数料を納めると規定するものであります。

第4条では手数料の減免について定めるもので、入居者が入院等により長期にわたり不在となったときや、町長が特に必要と認めたときは減免できるとするものであります。

第5条は手数料を徴収する時期を定めるもので、翌月の10日までに徴収とするものであります。

第6条は委任規定となります。

なお、施行月日につきましては平成18年9月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 私の方からは、幕別町道営住宅ととかち野団地の建設計画及び現在までの入居にあたっての状況などについてご説明申し上げます。

今日配布させていただきました資料の1ページになりますが、とかち野団地の建設場所につきましては、札内文京町25番地の55であり、戸数、年次計画などについては先の民生部長のご説明のとおりであります。1ページの中段になりますけれども、住戸タイプであります。一般が2LDK14戸、3LDKが15戸、シルバー対応は2DK7戸、2LDK8戸、計44戸であります。設備等の概要であります。シルバー対応には緊急通報システムが設置されます。また、給湯、調理につきましては電化対応となっており、暖房はすべてFF式灯油ストーブ対応、駐車場につきましては使用申込者の使用料がかかることとなります。また、物置につきましてはシルバー対応のみ住棟内に併設されることとなります。

2ページにいきまして、今後のスケジュールについてであります。北海道ではとかち野団地の建設の後に道営住宅あかしや南団地4階建8棟152戸の改善計画をもってございまして、改善計画は道の財政状況により変動はあると言われておりますが、平成20年度以降とお聞きをしております。今回とかち野団地の道営あかしや南団地から住み替え先としても予定してございまして、北海道では本年の4月26日に道営あかしや南団地にお住まいの方、全員を対象に説明会を開催しており、説明会では道営あかしや南団地の改善計画ととかち野団地に住み替え先として要している旨の説明とともに意向調査も行っており、とかち野団地

のほかの道営住宅の住み替えや、あるいは再入居を希望される方の一時移転などの調査を実施しており、とち野団地への住み替え希望者につきましては、一般住宅が63戸、シルバー対応が12戸の申込みがあったところであります。

3ページにいきまして、建設位置配置図であります。建設位置は札内文京町の札内南コミュニティーセンターの南側になります。右側は配置図であります。建物は逆コの字型で中庭には駐車場スペースやあるいは菜園、花壇スペースなどが設けられております。

4ページは立面図であります。

5ページにいきまして1階平面図であります。戸数は23戸で、うち黄色く塗ってございますところがシルバー対応の1階に15戸全部を配置するという計画でございます。それと、右側の飛び出たところがございませぬけれども、ここがLSA生活援助員が配置されるところであります。6ページは2階の平面図であります。一般住宅用の21戸が整備されます。

7ページになりますけれども、LSAの生活援助員が配置されます生活相談室と執務室のほか、団らん室ととち野団地の方々が利用されます集会所が配置されております平面図であります。

以上でとち野団地の建設計画並びに現在までの状況について、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） ただいま説明が終わりました。

これより質疑及び意見を伺います。質疑及び意見のある方は挙手を願います。

前川委員。

○委員（前川雅志） すいません。2点について質問させていただきたいのですが、4条の町長が定めるところの、長期にわたり不在という文言がありますが、長期というのはどのくらいの期間のことを指しているのかをお聞きしたいということと、その次の行の町長が特に必要と認めるときという言葉がありますが、これも例えばどういうことで町長が認めることになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ただいまの質問で長期にわたりということなんですけれども、一応1か月以上不在になった場合ということ想定しております。

あともう一つ、町長が必要と認めるときということなんですけれども、これはどういう場合というのは、今のところどういう状況かというのはまだ想定はできていませんけれども、様々なケースが出てくることが想定されますので、その時にですね、その都度判断したいということも含めまして、このような規定となっております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はじめにですね、ご説明あったんですがちょっとメモしていなかったものですから、援助員の費用負担、利用者は15%ということでしたね。85%の方はどんなふうになっているのか伺います。

それからですね、このように利用料金を定められて、それぞれが、入居者が払うようになるんですが、家賃とは別になりますよね。家賃は新しい団地になりますからどのくらいの設定になるのか。この段階別にですね。結局その両方足して、家賃とこの援助費を足していくくらい一人負担になるのかなということを知りたいんです。

それと入居される方の条件なんですけれども、シルバーハウジングの方ですね。これがどういった条件になるのか。まず自立していることが条件だと思うんですけれども、援助が必要だということですから、それなりの方になりますよね。それで、指導員は介護保険の対象ということであれば、介護認定を受けないとシルバーハウジングの方に入っていけないのか、そのどの程度の方たちが入られるようになる

のかということなんです。

それとですね、援助員の援助される勤務状況と言った方がいいんでしょうか、指導や相談や安否確認ということがお仕事だということなんです、これは24時間いらしやるわけじゃないですよ。ですから、通ってこられるんだろうと思うんですが、どの時間帯、日中だけなのか、それとも緊急通報システムをつけられているようなので、そういうシステムを活用して24時間体制になるのか、そんなことなどを伺います。

○委員長（乾 邦広） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） はじめに費用負担の関係でありますけれども、これは介護保険制度の適用になったということですね、昨年までは介護予防地域支え合い事業というものがありまして、その中でこのLSA地域援助員についてはみなさいということでありました。今回介護保険制度の改正に伴いまして、地域支援事業というのが創設されましたけれども、これについては介護認定を受ける以前の人についても、いわゆる一般高齢者、あるいは虚弱な高齢者の方に対してもそういう状態に陥らないようにしようというような中で、地域支援事業というのが設けられたわけなんですけれども、その中で経費の配分といたしまして、国が40.5%、道が20.25%、町が20.25%、そして1号保険料として19%という配分になったということになります。

それから料金の関係、ちょっと家賃の方は私の方ではわかりませんが、費用の関係で今回6段階で分けているんですけれども、概ね先進地の事例なんかをお聞きいたしますと、大体シルバーハウジングで30戸程度入っているところでも費用負担の生じている方については1名いるかないかというふうにお聞きしておりますので、幕別町の場合ちょっとどのくらいの方が入居されるかまだわかりませんが、1名程度が費用負担発生するかどうかという感じをしております。

それから、先ほどの介護認定を受けていなければダメかということなんですけれども、これは先ほども申しあげましたように、地域支援事業という形の中で認定を受ける前の方でも入れるということになっておりますので、それは認定を受けていなくても入れるということになると思っております。

それから、援助員の勤務時間の関係なんです、これについては8時45分から午後の5時30分までということで予定をしております。それから土曜、日曜についてはお休みいただくという形ですね。それから夜間の体制につきましては、これは緊急通報システムがついておりますので、不在の場合には消防の方に通報が入るような仕組みとなっております。

以上です。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） ご質問の中の一つ、家賃につきまして、私の方でご説明申し上げたいと思います。これは道営住宅でありますので、道営住宅の家賃につきましては毎年国が定める基準に基づいて計算されたものでございまして、それぞれの収入に応じてそれぞれの額が決定されるというものであります。

例えば、収入階層が0から12万3千円程度の方につきましては、シルバーハウジング2DKでいくと1万7,700円、2LDKでいきますと2万1,200円程度の家賃がかかるとなっております。

それから、入居対象者がどういう方なのかというご質問でございますけれども、これは北海道シルバーハウジングの管理方針というのが平成9年8月1日に施行されているものがありまして、その中でいきますと、高齢者、これは60歳以上の単身世帯であります。それから高齢者のみからなる世帯または高齢夫婦世帯であって、これが要件になってまいりますけれども、その3つの要件であって自炊が可能な程度の健康状態であり、身体機能の低下等が認められ、また高齢者のために独立して生活するには不安があると認められる方が入居対象者というふうになります。

以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 家賃なんですけれども、0から12万3,000円程度で1万7,700円。議案書の別表のA B C D E Fと6段階に分かれていますよね。それぞれ所得階層区分あるんですが、ここに照らすとどのくらいになっていきますでしょうか。例えばC階層の税金が年額9,600万程度であれば、ご夫婦で家賃はどのくらいになるのか。そんなふうには出ませんか。

ようするに、こういう収入の方たちがこの住宅を利用した場合に総額で1か月いくらくらいを予定すればここに入れるのかと。そういうことを分かっておきたいと思うんですよ。

○委員長（乾 邦広） 住宅係長。

○住宅係長（山田 均） 家賃であります。いま課長の方から説明したとおりでありまして、ここに家賃表がありますけれども、基本的にはベータ1の方につきましては所得控除した後の0から12万3,000円という形になります。それからベータ2につきましては、12万3,001円から15万3,000円の枠ということになります。そういうようなことで、おそらく住み替え…年収ですか。それはちょっと後で表を持ってきて説明いたします。すみません。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ教えてください。年収、先ほど細かく教えていただきましたよね。例えば年収210万以下の方は0なんですとか、そういうことでありますから、家賃の方もそういう基準で出したらどうなるのかということを知りたいんです。

それと援助していただく仕事なんです。朝8時45分から5時半までね。これは色んな、最終的には15世帯になるんですか。15世帯の方たちの個別の相談とか、この図を見ますと相談室とかホールみたいなものがありますよね。談話室っていうんですか。そういうところで、グループホームのようなところだと、常時そういうところに入居の方がいらっしゃって、相談員の方たちがそこで関わって色んなことをお聞きしアドバイスもしているというような状況を受けるんですが、これもやはり同じような形を取られるんでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 生活援助の関係でありますけれども、このシルバーハウジングの中には相談ボタンというの、緊急通報ボタンとともに相談ボタンというのと一緒に付いていて、相談ボタンを押すとその執務室の方につながるような仕組みになっています。簡単な相談であればそのボタンを通じて援助員と一緒に話をして簡単な相談を受けることもできますし、それから、いまあります相談室の方に行ってお話し合いをするということもできます。援助員が直接本人の所に伺って相談することもありますし、様々なことが考えられると思いますけれども、あと相談室がありますのでそちらの方に来ていただいて、相談があるときには来ていただくとか、そういう形になろうかと思えます。

それから集会室、団らん室ということで、この中でシルバーハウジングの中に入っている高齢者の方々がお互いに交流を図るというようなことで、そういう定期的に何か会を設けたりとか、そういったこともやっていこうかなというふう考えているところです。

以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 60歳以上、高齢者のみあるいはご夫婦で、身体機能の低下ということが条件だということですが、その辺の判断と言いますか、それはどこが窓口になって、今まで公営住宅の申込みでしたら施設課にお願いして、そこで手続きを済ませていったんですが、こういう条件になっていくと、行って保

健師さんたちが関わってある程度の判断をした上で、あなたは申込みが可能だよというようなふう判断されていくんだと思うんですね。そういう関わりはどんなふうになるのでしょうか。

それとですね、もう一つなんです。先ほど既に住み替えも含めての事業でありますから、15戸に対して12件の申込みがあるということでしたね。かなりシルバーハウジングに対する期待はね、今公営住宅に入っている人以外の中でも大きいわけですね。そうすると15戸のところ既に12戸の希望があるということなんです、その辺はどんな優先順位と言いますか、そういうことも出てくるでしょうから、どんな整理をされて、一般的な方にも入っていただく手立てですね、それもどのように考えていらっしゃるのか。いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 現在、先ほど申しましたように15戸に対して12戸ということでございまして、北海道が作っております現在の管理方針の中では、第1優先する方が現に公営住宅に入居している人をまず優先にしていきたいという方針でございますので、その残った方については、さらに公募をかけるというシステムになっていくかなと思っております。

以上です。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 入居者の選考につきまして、私の方からご説明申しあげたいと思います。一番最初、公営住宅につきましては、入居者の選考につきましては入居申込みを十勝支庁の方で取るようになります。入居申込みを取った後、幕別町に協議を十勝支庁がするようになります。そして、幕別町はいまシルバーハウジングの運営協議会というのを道が立ち上げをいたしまして、私の方もそこに入るわけでありまして、その上シルバーハウジング運営協議会と協議をして、幕別町がその推薦を十勝支庁にして、十勝支庁はその推薦を受けて、その中で入居決定をするという段取りになっております。そしてその推薦枠が15戸より多ければ抽選ということになります。

以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか厳しいですね。今の後段の方なんです、十勝支庁で申込みということは、利用したい町民の方たちは今までですとこのうちの支所だと本町役場が窓口になっていましたけれども、支庁まで行かなければならないんですね、一つは。十勝支庁で申込みということはそうなのでしょうか。

それから、当然道営住宅ですから、十勝圏全体で申込みがあるようになりますよね。それでその町が推薦ということなんです、結局その関わりと言いますか、町民の方については幕別町が推薦していくということになるのでしょうか。その場合に、先ほど言ったように身体機能の低下というところの判断を含めて幕別町が推薦をし、それでシルバーハウジングの運営協議会の方たちに再度それを受けて協議をして決定していただくという流れなんでしょうか。

それとですね、前段のその優先の入居なんです、現在、12名ということですね。これは今あかしの道営住宅に住んでいらっしゃる方の中でそれだけの申込みがあると。これはあかしの住宅そのものは改修に入っていきますよね。その改修の中身なんですけれどもね、エレベーターをつけるようにすることは伺っていたんですが、いま道営住宅、町営住宅どこも1階はバリアフリーの対応で、高齢者や障害者たちが基本的に入れるような体制をとってこられていましたよね。この改修計画にはそういうのは入っていないのでしょうか。そういうのが入っていれば、今その12戸の方たちも今よりも改善された中で住むこともできますしね、一定程度条件の付いた住宅になりますのでね、シルバーハウジングということにな

りますと。だからどうしてもその場所が必要だという人が出てきた場合に、いやいや先に申込みが立て替えて優先されている人たちがいますからということで入っていっちゃうと、比較するとこちらの方が優先度合い後から来た人が高いなと思っても、なかなか住み替えというのは難しいと思うんですよね。一度入られたらやはりなかなかずっと入居が続くということが想定されるものですから、そういう点でどういふふうに対応を考えておられますか。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） まず1点目の申込みの関係でありますけれども、申込みについては最初は十勝支庁の方で受付をするようになります。2回目以降の入退去に関わりましては町が引き続き行うようになりますけれども、1回目だけは十勝支庁の方で受付をするようになりますと聞いております。

それから道営住宅ですので、公募は基本的に十勝全域を対象にするんだらうと思います。ただ、先ほど私の方で町と協議をしてと申しあげましたので、幕別町においてそういう入居対象者がもしいる場合については、ある程度幕別町として加味できるんだらうというふうにも考えております。

そして、入居選考につきましては、シルバーハウジングの運営協議会を立ち上げてその中で選考することです。その入居基準もその中で定めますので、ある程度の考え方、幕別町の考え方についてはその中で反映をさせてまいりたいというふうにも考えております。

それからあかしやの改善計画でありますけれども、改善計画につきましては勿論いまの時代ユニバーサルデザイン、UD対応になりますし、いま現在道の改善計画の中では4階建てですので、エレベーターという考え方もあるように聞いております。ですから、それはユニバーサルデザインの住宅というふうにも考えております。

それと、一度とかち野に入った場合の住み替えうんぬんということでもありますけれども、説明会を開催しまして、その中で入居希望者につきましては、いま現在その改修後に一回仮移転をした時にもう1回住みたいのか、あるいはそのとかち野に移りたいのか、色んな要望を聞きながら十勝支庁の方では進めておまして、勿論その中には改善した後の所に戻りたいという方もいますので、そこに戻られる方も沢山いらっしゃるかと。特に説明会の中で一番心配しておりましたのは、子供の通学区域が変わるですとかですね、色々そういう心配もありましたので、そういうものについては十勝支庁の方で配慮するというふうにも聞いております。

以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） シルバーハウジングの運営協議会というのは、このうちの幕別で立ち上げることになるんですか。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 申し訳ございません。説明が不足しておりました。シルバーハウジングの運営協議会につきましては、十勝支庁が設立をするようになります。そしてそこに入るのは、十勝支庁の建設関係、それと幕別町におきますと幕別町の建設関係あるいは福祉関係、それから生活援助員、あるいはその他必要と認める方が対象になっております。

以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますとね、申込みは十勝支庁でやると。そして最終的には運営協議会に諮るということで、町の推薦という関わりはどの過程でされるのか。協議会の中は平場になっていくのでしょうかね、特別うちの町の人だけ推薦という形にならないと思うんですよね。十勝支庁から申込みをもらって

きて申込みをした場合に、うちの役場との関わりはどこで作るんですか。そしてその推薦は、申込み方が自分がシルバーハウジングに申し込むので推薦して下さいということで、こちらの方に声をかけるような流れになっているんですか。その手順なんですけれども。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 流れで申しますと、まず入居希望、それから住み替え等の希望につきましては、十勝支庁がまず申込みを受付するというのでございます。そして、申込みの希望者について、十勝支庁はそのまま名簿を幕別町に持ってまいりまして、幕別町で入居について色々ご意見を伺うと。そしてその意見、入居の該当者になるかどうかと言いますのは、先ほど申しあげました道の基準に沿って、あとはシルバーハウジング運営協議会、道も支庁も町も入って決めるんですけれども、そこで細かく入居の判定基準というものを設けてその判定基準を設けます。そして町はその入居の基準に合致しているかどうかという判定をいたします。そしてその判定している方を入居対象者として支庁に戻す、支庁は町が入居判定者として定めた中から入居対象者を選考するという流れでございます。

○委員長（乾 邦広） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） いま大体説明で入居判定に関することは理解できたんですけれども、一番危惧するのは、先ほど福祉課長の話ではかなり弾力的というか、介護保険の予備軍と言うんでしょうか、そういうものまでOKだよというふうに聞こえたんですけれども、となると、中橋委員から質問したのとちょっと重複しますけれども、本当にこのシルバーハウジングの目的と言うんでしょうか、世話付ですから生活援助員まで配置をしてフォローしていくという人たちが、本当にそこに入らなきゃならない人たちが入れないという現象が起きてくるのではないかというような心配があるんですが、危惧するんですが、その辺は後段の説明でかなり審査をするということですのでけれども、用意ドンのある程度入れてしまうと新陳代謝しない、しないことはないですけれども、しづらくなるわけですから、本当のその後必要な人が入れない状態になるのではないかと危惧するんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 確かにその辺が入居判定基準を設ける場合に一番難しいところだというふうに思っております。ある程度、あまりにも厳しくしますと逆に入居できなくなる方たちがこう、15戸埋まらないとか、逆に緩くしすぎますと殺到するということもあって、なかなかその辺の難しさがあるんだろうと思いますけれども、基本的には先ほど申しあげました道が定める基準に基づくような入居基準、そこを受けてシルバーハウジング運営協議会の中でどういう人たちを対象としていくのがいいのかですね。それから他の町の例でいきますと、介護の関係のどういう判断の中で入居対象者をしぼっていくのかですとか。色んな考え方があるようでありまして、今回十勝については、先ほど申しあげましたように、モデルとして道が初めてやろうとしているものでありますから、ある程度モデル事業としての状況をちょっと見させていただきながらですね、他の地区の状況も色々見させていただきながら、入居判定基準だとかについてある程度どこまでしぼったらいいのかですね、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（乾 邦広） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 非常に難しい場面が想定されるんだろうとは思いますが、あまり厳しくしすぎるとなかなか入れない、緩くすると皆が入ってしまうと。ただやっぱり原点に戻って、このシルバーハウジングの目的がきちんと達成されるようなことになっていかなければまずいというふうに思うんです。その辺は今後の問題ですから、そういうふうに期待をしたいと。甘くもなく辛くもなく、この目的がきちんと達成されるような事業になってほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾 邦広） 他にございませんか。

それでは、なければ議案第38号に対する…

○委員（中橋友子） 家賃のあれは。

○委員長（乾 邦広） 先ほどの答弁部分。施設課長。

○施設課長（古川耕一） 大変失礼しました。収入階層の関係でございますけれども、月収額でいきますと所得控除後の額ですけれども、0円から12万3,000円が2DKでいきますと1万6,700円、それから12万3,001円から15万3,000円の方につきましては2DKで2万300円、それから15万3,001円から17万8,000円の方につきましては2万4,000円、それから17万8,001円から20万円の方につきましては、2万7,700円ということでございます。

○委員長（乾 邦広） よろしいでしょうか。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。

○委員長（乾 邦広） それでは、議案第38号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

それでは討論に入りたいと思いますが、各委員のご意見が同じようであります。特に反対のご意見もございませんので、討論を省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（乾 邦広） 討論を省略させていただきます。

これより採決をいたします。

議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（乾 邦広） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例は、原案を可とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（13：24 休憩）

（13：26 再開）

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に入りたいと思います。閉会中の継続調査、所管事務調査事項を決定したいと思いますが、次の所管事務調査の項目は何がよろしいでしょうか。

古川委員。

○委員（古川 稔） 民生委員会で施設といいますか、この間忠類さんの施設を見せていただいたんですけども、あと町内でも特老であるとかひまわりの家とか、最近グループホームなんかも沢山あるようですので、そういったうちのひとつとか、やはり見ておく必要があるのかなというふうに考えますがいかがなものでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 他にございませんか。

ただいま古川委員の町内の施設を見学したいというご意見でございますが、該当する施設。

それでは古川委員の発言の中に、所管事務調査はイ社会福祉に関する事項、あるいはカの老人福祉に関する事項、児童福祉に関する事項、身体障害者福祉に関する事項、それぞれに当てはまるかと思っておりますので、委員長と副委員長にそこら辺をお任せ願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（乾 邦広） 日程も含めてお任せ願いたいと思います。

その他に何かございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） こないだ障害者の自立支援に関わったの調査を忠類に行った時にやったんですけど、自立支援法そのものの、いま申請が入って審査会をやってというようなことで、実際の実施は10月なんですよね。特別なことがなかったらいいんですけども、まだまだ未確定なところが多くて、途中でお尋ねしたいことなんかも出てくるんじゃないかなと思いますので、項目としてだけ残しておいていただければと思うんですけども。特別何をということではないんですが、ここで閉めてしまわないで、そのところだけ置いておいていただきたいというふうに希望いたします。

○委員長（乾 邦広） 前向きに検討します。

それではないようであれば、これで委員会を閉会いたします。

(13:30 閉会)